

市第11号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章の2 火災予防に関する市民の責務（第72条の3—第72条の5）」

を

「第6章の2 火災予防に関する市民の責務（第72条の3—第72条の5）」

第6章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第72条の6）」

に改める。

第6章の2の次に次の1章を加える。

第6章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第72条の6 消防長は、市民の防火対象物に対する防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の設置又は維持の状況が法、令、省令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する制度を新設するため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第1章から第6章まで省略）

第6章の2 火災予防に関する市民の責務（第72条の3—第72条の5）

第6章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第72条の6）

（第7章、第8章及び付則省略）

第6章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第72条の6 消防長は、市民の防火対象物に対する防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の設置又は維持の状況が法、令、省令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。